

(証券コード6776)
(発送日)2025年6月9日
(電子提供措置開始日)2025年6月4日

株 主 各 位

東京都世田谷区駒沢一丁目16番7号
天昇電気工業株式会社
代表取締役社長 藤 本 健 介

第99期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第99期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.tensho-plastic.co.jp>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「決算」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「天昇電気工業」又は「コード」に当社証券コード「6776」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、「株主総会参考書類」をご検討いただき、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2025年6月24日（火曜日）午後5時20分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

また、議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

敬具

記

- | | | |
|--------------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2025年6月25日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号
渋谷ソラスタ4階 渋谷ソラスタコンファレンス4A |
| 3. 会議の目的事項
報告事項 | | 1. 第99期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役
会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第99期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)
計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金の配当の件 |
| 第2号議案 | | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | | 監査役1名選任の件 |

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ なお、株主総会参考書類、事業報告並びに計算書類及び連結計算書類の記載事項に関し、修正の必要が生じた場合は、修正内容を上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

事業報告（2024年4月1日から 2025年3月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな景気の回復が見られました。ただし、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響や、通商政策などアメリカの政策動向による影響などが、我が国の景気を下押しするリスクとなっています。また、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。

このような状況下、当社グループは引き続き売上拡大に向け営業強化を図るとともに工程改善、生産効率の向上及び原価低減に取り組んでまいりました。

当連結会計年度の業績は、売上高278億85百万円（前連結会計年度269億5百万円、3.6%増）となりました。

損益面におきましては、売上原価の増加に伴い、売上総利益率は減少しました。また、販売費及び一般管理費の削減に取り組み、売上高に占める割合が減少したことにより、営業利益は9億14百万円（前連結会計年度10億62百万円、13.9%減）となりました。

経常損益につきましては、営業外収益に受取利息1億30百万円、受取補償金47百万円、営業外費用に支払利息93百万円を計上したこと等により、経常利益は10億79百万円（前連結会計年度13億22百万円、18.4%減）となりました。

最終損益につきましては、特別利益に持分変動利益6億10百万円を計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益は12億64百万円（前連結会計年度9億48百万円、33.3%増）となりました。

セグメント情報の概要

(単位：百万円)

	売上高			
	日本成形 関連事業	中国成形 関連事業	アメリカ成形 関連事業	不動産 関連事業
当連結会計年度	19,820	533	7,247	284
前連結会計年度	20,247	445	5,927	284
増減率	△2.1%	19.6%	22.3%	0.0%

	営業利益			
	日本成形 関連事業	中国成形 関連事業	アメリカ成形 関連事業	不動産 関連事業
当連結会計年度	239	△28	433	248
前連結会計年度	568	9	240	237
増減率	△57.8%	—	80.6%	4.8%

セグメントごとの状況は、以下のとおりであります。

日本成形関連事業

日本成形関連事業では、自動車業界における生産調整の影響を受け、業績は予測を下回りました。この結果、売上高198億20百万円（前連結会計年度比2.1%減）、セグメント利益2億39百万円（前連結会計年度比57.8%減）となりました。

中国成形関連事業

中国成形関連事業では、引き続き物流産業資材及び機構品部品の販売拡大に努めております。この結果、売上高5億33百万円（前連結会計年度比19.6%増）、セグメント損失28百万円（前連結会計年度セグメント利益9百万円）となりました。

アメリカ成形関連事業

アメリカ成形関連事業では、メキシコ第二工場稼働率の上昇に伴い生産量が順調に拡大しております。この結果、売上高72億47百万円（前連結会計年度比22.3%増）、セグメント利益4億33百万円（前連結会計年度比80.6%増）となりました。

不動産関連事業

不動産関連事業は、相模原市の土地・建物、二本松市所在の土地から構成されております。売上高 2 億84百万円（前連結会計年度比0.0%増）、セグメント利益 2 億48百万円（前連結会計年度比4.8%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は32億87百万円であり、主なものは次のとおりであります。

天昇電気工業株式会社

三重工場	成形設備関連	1 億97百万円
福島工場	成形設備関連	1 億44百万円
本 社	管理システム関連	73百万円
福島工場	工場棟関連	63百万円
矢吹工場	工場棟関連	30百万円
全 社	金 型	8 億61百万円

竜舞プラスチック株式会社

工場棟関連	73百万円
成形設備関連	37百万円

三甲アメリカコーポレーション

メキシコ工場	工場棟関連	1 百万円
メキシコ工場	成形設備関連	9 億17百万円

天昇塑料(常州)有限公司

中国工場	成形設備関連	0百万円
------	--------	------

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関等より長期借入金として24億80百万円の調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「ものづくりを通じて豊かな社会を創造しよう」を経営理念とし、そのために、「ステークホルダーとの信頼構築に努め、品質・価格・納期により顧客満足を提供する」「法令遵守に留まらず、社会貢献・環境保全・安全への配慮を心掛け、業務効率と改善を図り健全経営に努める」ことを経営方針としております。

当社グループは、今後とも自動車部品、機構品部品、物流産業資材等の自社製品の成形分野を中心として企業活動を推進してまいります。

国内では、主要顧客である自動車関連企業向けの取引が大半を占めております。その中で自動車部品関連をさらに伸ばしつつ、自社製品の大幅な売上拡大を目指しております。当社の得意技術をお客様へ提案しながら受注拡大に向け営業活動を進めてまいります。

また、生産性を高めるために全社横断的に編成した生産革新チームによる省力・省人化、自動化等の取り組みを引き続き積極的に推進してまいります。

中国では、経費削減に努めながら、売上回復、収益改善を推進しております。中国国内の日系企業向け成形品の受注獲得のため、日本国内の営業・技術部門との連携を強化してまいります。また、中国国内での金型発注窓口としての機能強化を進めてまいります。

内部統制につきましては、すべてのステークホルダーから信頼される企業であり続けるために、企業倫理の重要性を認識し、経営の健全性、経営の意思決定と業務執行の透明性・公正性を保持すべく、コーポレートガバナンスの充実及びコンプライアンスの強化に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 96 期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第 97 期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第 98 期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第 99 期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売 上 高(百万円)	19,449	23,899	26,905	27,885
経 常 利 益(百万円)	355	752	1,322	1,079
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	246	612	948	1,264
1株当たり当期純利益 (円)	14.47	35.99	55.77	74.34
総 資 産(百万円)	21,318	27,559	27,951	22,118
純 資 産(百万円)	8,089	9,521	10,930	10,624
1株当たり純資産 (円)	415.13	465.86	543.60	624.48

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 96 期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第 97 期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第 98 期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第 99 期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売 上 高(百万円)	13,775	16,017	17,127	16,895
経 常 利 益(百万円)	242	677	931	591
当 期 純 利 益(百万円)	177	514	760	430
1株当たり当期純利益 (円)	10.43	30.21	44.70	25.33
総 資 産(百万円)	17,419	17,796	18,699	17,980
純 資 産(百万円)	7,002	7,491	8,328	8,678
1株当たり純資産 (円)	411.58	440.30	489.51	510.11

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社グループには該当する親会社はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
竜舞プラスチック株式会社	320百万円	100.0%	合成樹脂成形品製造販売
天昇塑料（常州）有限公司	1,054百万円	100.0%	合成樹脂成形品製造販売

(7) 主要な事業内容

当社グループの主要な事業は自動車部品、家電外装部品及び物流産業資材の金型設計加工から成形、塗装組立まで一貫した合成樹脂成形品の製造・販売であり、成形関連事業部門の主要製品は次のとおりであります。

部 門	主 要 製 品
成形関連 事業	自動車部品、住宅関連部品、事務用家具部品、 プリンター・スキャナ等事務機器部品
	プラスチック製容器(テンタル、テンパコ)、導電性ラック(テンサートラック) 雨水貯留浸透槽製品(テンレイン・スクラム)、医療廃棄物専用容器(ミッペール) パレット他
	自動車・家電製品のプラスチック製部品の金型、 各種物流産業資材製品等の金型

(8) 主要な営業所及び工場

① 当社

営 業 所：福島、群馬、埼玉、東京、三重

工 場：福島工場（福島県）

矢吹工場（福島県）

群馬工場（群馬県）

埼玉工場（埼玉県）

三重工場（三重県）

賃 貸：二本松市（福島県）、相模原市（神奈川県）
土地建物

② 子会社

竜舞プラスチック株式会社

工 場：群馬県太田市龍舞町535番地

営 業 所

天昇塑料（常州）有限公司

工 場：中華人民共和国 江蘇省 溧陽市
営 業 所

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
727名	2名

(注) 臨時従業員数の年間の平均人員228名は上記従業員数には含まれておりません。

② 当社の従業員数

項目 性別	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	273名	0名	46.3歳	14.6年
女性	114	9	30.3	6.5
計又は平均	387	9	40.2	11.3

(注) 関係会社に出向中の従業員15名は上記従業員数には含まれておりません。
また、臨時従業員数の年間の平均人員194名は上記従業員数には含まれておりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	821百万円
株式会社大垣共立銀行	785
株式会社十六銀行	682

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 17,014,000株
- (3) 株主数 4,363名（前期末 3,978名）
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
三 甲 不 動 産 株 式 会 社	5,712	33.57
三 井 物 産 株 式 会 社	2,352	13.82
タ キ ロ ン シ ー ア イ 株 式 会 社	892	5.24
株 式 会 社 ワ コ ー パ レ ッ ト	520	3.05
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	471	2.77
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 株 式 会 社	252	1.48
三 井 化 学 株 式 会 社	250	1.46
石 川 忠 彦	222	1.30
株 式 会 社 十 六 銀 行	220	1.29
菊 地 茂 男	213	1.25

（注） 1. 持株比率については、自己株式（86株）を控除して計算しております。
2. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	会 社 に お け る 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	藤 本 健 介	竜舞プラスチック株式会社 取締役
取 締 役 会 長	石 川 忠 彦	海外本部長 天昇塑料（常州）有限公司 董事長 三甲アメリカコーポレーション 代表取締役社長 竜舞プラスチック株式会社 取締役会長
取 締 役	杉 山 実佐夫	営業本部長
取 締 役	今 尾 康 浩	東海近畿統括
取 締 役	岸 田 勇	東北統括
取 締 役	後 藤 薫	三甲株式会社 取締役副社長 三甲不動産株式会社 代表取締役副社長
取 締 役	小松崎 隆 一	
取 締 役	神 田 将	茅場町総合法律事務所 弁護士
常 勤 監 査 役	坂 本 博 幸	竜舞プラスチック株式会社 監査役
常 勤 監 査 役	津 田 孝 史	
監 査 役	毛 利 均	三甲株式会社 専務取締役

- (注) 1. 取締役後藤薫氏、小松崎隆一氏及び神田将氏は、社外取締役であります。
 取締役後藤薫氏は、三甲株式会社において長年不動産事業に携わり、広く経営全般に関する知識と見識を有するものであります。
 取締役小松崎隆一氏は、長年化学業界で培われた豊富な専門知識と見識を有するものであります。
 取締役神田将氏は、弁護士の資格を有しており、法務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 監査役坂本博幸氏及び毛利均氏は、社外監査役であります。
 監査役坂本博幸氏は、金融機関に長年勤務し、豊富な経験、実績、幅広い知識と見識を有するものであります。
 監査役毛利均氏は、三甲株式会社において長年成形技術に携わり、広く成形樹脂業界に関する知識と見識を有するものであります。
3. 取締役小松崎隆一氏及び神田将氏につきましては、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役小松崎隆一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当子会社のすべての取締役、監査役及び執行役員他であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により株主代表訴訟、第三者訴訟、会社訴訟等で、被保険者が負担することとなった訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

区 分	支給人員	支給額	摘要
取 締 役	7 名	百万円 53	－
(内、社外取締役)	(2)	(6)	－
監 査 役	2	10	－
(内、社外監査役)	(1)	(6)	－
合 計	9	63	－

- (注) 1. 当連結会計年度末日時点における在籍人員は、取締役8名、監査役3名であります。取締役及び監査役の支給人員は、無報酬の社外取締役1名及び社外監査役1名を除いております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第80回定時株主総会において年額2億円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名です。
4. 監査役の金銭報酬の額は、1982年5月17日開催の第55期定時株主総会において年額3千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。
5. 取締役個人別の報酬金額、算定方法、条件、内容の決定に関する方針は、2021年2月19日開催の取締役会において代表取締役社長石川忠彦に委任する方針を決議しております。(記載の地位は当時のものであります。)

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

- ・社外取締役後藤薫氏は、三甲株式会社取締役副社長及び三甲不動産株式会社代表取締役副社長を兼務しております。当社は三甲株式会社との間で、原材料及び製品等の販売の営業取引があります。
- ・社外取締役神田将氏は、茅場町総合法律事務所所長を兼任しております。なお、神田将氏は当社顧問弁護士であります。
- ・社外監査役毛利均氏は、三甲株式会社専務取締役を兼務しております。当社は三甲株式会社との間で、原材料及び製品等の販売の営業取引があります。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況
取締役	後 藤 薫	当事業年度に開催された取締役会12回のうち8回に出席いたしました。出席した取締役会において、長年不動産業界で培われた専門知識、経験等を活かして、当社の経営、業務執行に対し有益な提言及び助言を行っております。
取締役	小松崎 隆 一	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席いたしました。出席した取締役会において、長年化学業界で培われた専門知識、経験等を活かして、当社の経営、業務執行に対し有益な提言及び助言を行っております。
取締役	神 田 将	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席いたしました。出席した取締役会において、弁護士として培われた豊富な専門知識、経験等を活かして、当社の経営、業務執行に対し有益な提言及び助言を行っております。
監査役	坂 本 博 幸	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また監査役会8回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、金融機関における長年の実務経験及び金融財政等に関する幅広い見識を活かして、当社の経営、業務執行に対し有益な提言及び助言を行っております。
監査役	毛 利 均	当事業年度に開催された取締役会12回のうち4回に、また監査役会8回のうち2回に出席いたしました。出席した取締役会において、主に成形技術全般の見地から意見を述べるなど、当社の経営、業務執行に対し有益な提言及び助言を行っております。

③ 上記以外に記載すべき事項

上記のほか、当社社外役員に関して、会社法施行規則第124条に基づき記載すべき事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

清陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 31百万円

会社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭

その他の財産上の利益の合計額 31百万円

(注) 1. 当社と監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、過年度の監査計画と実績の状況を確認するとともに、監査期間及び監査報酬の推移を確認し、当該事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。

3. 当社の子会社の、天昇塑料（常州）有限公司は、当社の監査法人以外の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

(5) 子会社の監査の状況

当社子会社の天昇塑料（常州）有限公司は、江蘇公勤会計士事務所有限公司の監査を受けております。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他の業務の適正を確保するための体制

① 当社取締役及び当社グループ企業の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制

ア. 当社及び当社グループ企業は、役員が法令・定款及び当社の経営理念を遵守した行動をとるために、コンプライアンスの基本体制に係わる規程として「役職員行動規範」を制定し、社会の構成員としての企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき公正且つ適切な経営の実現とステークホルダーとの調和を図るために誠実に行動する。

イ. コンプライアンスの責任者として担当取締役を任命し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めさせ、担当取締役は定期的に取締役会に整備の状況を報告することとする。また、全取締役は経営理念・行動指針の遵守及び浸透を率先垂範して行う。

② 当社使用人及び当社グループ企業使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制

ア. 当社及び当社グループ企業は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、経営理念、経営指針、行動規範等の周知徹底と実践的運用を行う体制を構築する。

イ. 全取締役は担当部場に対しコンプライアンスの教育・啓発を行う。

ウ. 当社及び当社グループ企業は、内部通報制度規程を設け、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、又は行われようとしていることに気がついたときは、規程に定める窓口に通報するよう指導していく。会社は通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わない。

エ. コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に基づく懲戒を含め厳正に処分する。

③ 当社取締役及び当社グループ企業取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社及び当社グループ企業は、取締役の職務に係る情報の保存及び管理責任者として担当取締役を任命し、以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の重要な情報を、文書管理規程等の社内規程に基づき適切に保存し且つ管理する。

ア. 株主総会議事録と関連資料

イ. 取締役会議事録と関連資料

- ウ. 取締役が主催するその他の重要な会議の議事の経過の記録又は指示事項と関連資料
 - エ. 取締役を決定者とする決定書類及び附属書類
 - オ. 取締役を署名者又は押印者とする契約書及び附属文書
 - カ. その他取締役の職務の執行に関する重要な文書
総務人事部長は、責任者を補佐する。また、上記文書その他の情報の保存及び管理について指導を行うものとする。
- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 当社及び当社グループ企業は、リスク管理責任者として、担当取締役を任命し、当該責任者は次の事項を統括推進する。
- ア. リスク管理規程、関連する規程（製造に関する規程、与信管理規程、経理規程等）、マニュアルなどを整備する。
 - イ. リスク管理推進会議を設置し、リスク管理規程に基づいて具体的なリスクの想定・分類、有事の際の迅速・適切な情報伝達と緊急体制を整備する。
 - ウ. 定期的にリスク管理体制整備の状況をレビューし、その結果を取締役会に報告する。
 - エ. 重大事態発生時においては、危機管理規程に基づき、損害・損失等を抑制するための具体案を迅速に決定・実行する組織として、社長を本部長とする対策本部を設置し、適切に対応する。
- ⑤ 当社取締役及び当社グループ企業の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 取締役の職務執行の効率性を確保する体制の基盤として定例取締役会及び適宜の臨時取締役会開催により、重要事項に関する意思決定を迅速・適切に行う。
 - イ. 取締役会は、経営の執行方針並びに法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
 - ウ. 日常の業務執行に際しては、業務分掌規程、職務権限規程等に基づき各部署の責任者がルールに則り業務を遂行することを指導監督する。
 - エ. 経営理念を基軸に策定される年度計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動する。また、毎月開催される経営会議を通じて経営目標の達成状況をレビューする。

- ⑥ 株式会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 当社は、天昇グループの企業集団としての業務の適正と効率性を確保するため必要な、グループとしての企業行動指針に則り、グループ全体のコンプライアンス体制を整備する。
- なお、グループ会社の経営については、子会社等の自主性を尊重しつつ、関係会社管理規程に基づき事業内容の定期的な報告、重要案件についての事前協議等を行う。
- イ. 社会秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織全体で毅然とした姿勢で対応する。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- 監査役がその職務を補助すべき部署は内部監査室とする。内部監査室には、監査役が求めた場合にその職務を補助すべき使用人を置く。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人の任命・異動については、常勤監査役の同意を必要とする。
- 上記使用人の人事評価については、総務人事部長は常勤監査役の意見を聴取するものとする。
- ⑨ 当社取締役及び使用人、当社グループ企業の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 代表取締役及び各担当取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- 当社取締役及び使用人は、以下に定める事項について発見次第速やかに当社監査役に対し報告を行う。
- ア. 会社に著しい損害を及ぼす事実の発生、又はその恐れのあるもの
- イ. 役職員による違法又は不正の行為
- ウ. その他監査役会が報告すべきものと定めた事項
- 当社グループ企業の取締役及び使用人は、グループ企業の業務又は財務の状況に重大な影響を与える可能性が発生した場合、当該グループ企業の取締役及び使用人は速やかに当社担当取締役に報告する。報告を受けた事項のうち当社監査役がその職務に必要な範囲のものは、速やかに当社監査役に報告する。
- 上記にかかわらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人及び当社グループ企業の取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、重要な会議に出席できるとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス

幹部社員及び社員に対し、社内の会議体を通じて、コンプライアンスに関する教育を実施する事で、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。また、内部通報の制度についても、内部通報制度規程に基づき幹部社員及び社員に対する周知を継続的に行っております。

② リスクマネジメント

リスク管理規程に基づき、リスク回避及びリスク低減に努めました。また、危機管理規程に基づき、緊急時の対応などについて、幹部社員及び社員への周知徹底を図りました。

③ 内部監査体制

内部監査室員が内部監査計画に基づき、業務監査を実施しております。国内全工場へ往査を実施し整備状況、運用状況を確認する等、業務の適正化に努めております。

④ 財務報告に係る内部統制

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性を評価いたしました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、現在のところ、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は定めておりません。

しかしながら、当社の株式等に関し、当社の企業価値又は株主共同の利益を毀損するような濫用的な買付等が行われる場合は、株主・投資家の皆様から経営を負託された者の責務として、企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させるという観点から最も適切と考えられる措置を取ることを検討いたします。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としています。

当期におきましては、前期に引き続き1株あたり5円の期末配当を実施する方針といたしました。

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	8,876	流 動 負 債	8,042
現 金 及 び 預 金	3,298	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	1,913
受 取 手 形	52	電 子 記 録 債 務	2,742
売 掛 金	2,703	1年内返済予定の長期借入金	1,486
電 子 記 録 債 権	1,308	未 払 金	179
製 品	515	リ ー ス 債 務	169
仕 掛 品	132	未 払 法 人 税 等	34
原 材 料	738	前 受 金	519
そ の 他	126	賞 与 引 当 金	265
		そ の 他	730
固 定 資 産	13,242	固 定 負 債	3,451
有 形 固 定 資 産	8,929	長 期 借 入 金	2,501
建 物 及 び 構 築 物	2,483	退職給付に係る債務	223
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1,728	リ ー ス 債 務	329
工 具 、 器 具 及 び 備 品	1,880	そ の 他	396
土 地	2,782	負 債 合 計	11,493
リ ー ス 資 産	32	純 資 産 の 部	
建 設 仮 勘 定	21	株 主 資 本	9,627
		資 本 金	1,208
無 形 固 定 資 産	117	資 本 剰 余 金	1,160
		利 益 剰 余 金	7,258
投資その他の資産	4,195	自 己 株 式	△0
投 資 有 価 証 券	3,983	その他の包括利益累計額	997
繰 延 税 金 資 産	110	その他有価証券評価差額金	270
そ の 他	119	為 替 換 算 調 整 勘 定	726
貸 倒 引 当 金	△18	純 資 産 合 計	10,624
資 産 合 計	22,118	負 債 ・ 純 資 産 合 計	22,118

連結損益計算書 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		27,885
売上原価		23,610
売上総利益		4,275
販売費及び一般管理費		3,360
営業利益		914
営業外収益		261
受取利息	130	
受取配当金	15	
為替差益	4	
受取補償金	47	
スクラップ売却益	22	
固定資産賃貸料収入	1	
その他の	40	
営業外費用		
支払利息	93	
その他の	3	97
経常利益		1,079
特別利益		632
固定資産売却益	1	
関係会社株式売却益	1	
補助金収入	17	
持分変動利益	610	
特別損失		
固定資産除却損	2	20
固定資産圧縮損	17	
税金等調整前当期純利益		1,691
法人税、住民税及び事業税	272	273
法人税等調整額	0	
当期純利益		1,418
非支配株主に帰属する当期純利益		153
親会社株主に帰属する当期純利益		1,264

連結株主資本等変動計算書（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年4月1日残高	1,208	1,034	6,078	△0	8,322
連結会計年度中の 変動額					
剰余金の配当			△85		△85
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,264		1,264
連結子会社の増資に よる持分の増減		125			125
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額（純額）					
連結会計年度中の 変動額合計	－	125	1,179	－	1,305
2025年3月31日残高	1,208	1,160	7,258	△0	9,627

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主 持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為替換算 調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2024年4月1日残高	266	660	926	1,681	10,930
連結会計年度中の 変動額					
剰余金の配当					△85
親会社株主に帰属する 当期純利益					1,264
連結子会社の増資に よる持分の増減					125
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額（純額）	4	65	70	△1,681	△1,611
連結会計年度中の 変動額合計	4	65	70	△1,681	△305
2025年3月31日残高	270	726	997	－	10,624

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数

2 社

連結子会社の名称

竜舞プラスチック株式会社

天昇塑料（常州）有限公司

2025年1月24日付で、三甲アメリカコーポレーションが第三者割当増資を実施したことに伴い、当連結会計年度末で同社及びその子会社である三甲プラスチックスメキシココーポレーション、TMCロサリートを連結の範囲から除外し、三甲アメリカコーポレーションを持分法の適用範囲に含めております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

天昇塑料(常州)有限公司は、決算日が12月31日であり、連結決算日と異なるため、当該会社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

①持分法を適用した非連結子会社及び関連会社数

1 社

②主要な会社等の名称

三甲アメリカコーポレーション

(2) 持分法の適用の手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

以外のもの……………時価法

(評価差額は全部純資産直入法により
処理し、売却原価は移動平均法により
算定)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ.....時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品.....総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

原材料.....移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

また、在外連結子会社は移動平均法による低価法により評価しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(イ) リース資産以外の有形固定資産

定率法によっております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7年～46年
機械及び装置	4年～17年
工具器具及び備品	2年～15年

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

(ロ) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する時点）は、以下のとおりであります。

商品又は製品の販売に係る収益は、主に自動車部品、物流産業資材、機構品部品等のプラスチック製品の製造による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、収益を認識しております。なお、商品又は製品の国内の販売においては、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。履行義務に対する対価は顧客との契約に約束された対価から値引き額等を控除した金額であり、概ね半年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

一部の金型の販売に係る収益は、主に自動車部品製造に係る金型販売であり、自動車部品の販売に付随して履行義務を負っており、サービスを履行するにつれて履行義務を充足しているため、顧客との契約に約束された対価を分割で収益を認識しております。また、重要な金融要素は含んでおりません。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、金利スワップに係る金銭の受払の純額等をヘッジ対象の借入金の利息に加減して処理しております。

会計方針の変更にに関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。）第65－2項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

表示方法の変更にに関する注記

連結貸借対照表

前連結会計年度まで「流動負債」の「その他」に含めて表示しておりました「前受金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「前受金」は2億18百万円であります。

会計上の見積りにに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

連結貸借対照表において、繰延税金負債80百万円を相殺後の繰延税金資産1億10百万円を計上しております。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

将来の連結会計年度における将来減算一時差異の解消又は税務上の繰越欠損金の一時差異等加減算前課税所得との相殺に係る減額税金の見積額として、収益力やタックス・プランニングに基づく将来の課税所得の見積り等を考慮し、将来の税金負担を軽減すると認められる範囲内で算出しております。

②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
当社グループでは繰延税金資産の金額を算出するにあたって、適切な権限を有する機関により承認された事業計画を基礎として見積りを行っております。半導体不足など、経営環境への影響を正確には見通せない状況ですが、今後徐々に回復傾向で推移することを前提に会計上の見積りを行っております。

③翌年度の連結計算書類に与える影響

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類において繰延税金資産が減少し、法人税等調整額が増加する可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建	物	136百万円
土	地	549百万円
合計		686百万円

(2) 担保に係る債務

1 年内返済予定の長期借入金	798百万円
長期借入金	1,185百万円
合計	1,983百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

23,401百万円

連結損益計算書に関する注記

売上高につきまして、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「収益認識に関する注記 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式	17,014,000株
------	-------------

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

① 配当金の総額	85百万円
② 1株当たり配当額	5円
③ 基準日	2024年3月31日
④ 効力発生日	2024年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

① 配当金の総額	85百万円
② 1株当たり配当額	5円
③ 基準日	2025年3月31日
④ 効力発生日	2025年6月26日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

営業債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。営業債務は、1年以内の支払期日であります。

借入金の用途は運転資金（短期）及び設備投資資金（長期）であり、当社では、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（注）	時価	差額
(1) 投資有価証券(※) その他有価証券	491	491	－
(2) 長期借入金	(3,988)	(3,917)	71

（注）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（※）市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

区 分	当連結会計年度 (2025年3月31日)
非上場株式	3,491

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債 (単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	491	—	—	491

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債 (単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	3,917	—	3,917

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

① 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

② 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

1. 当社は、神奈川県その他の地域において、賃貸用の建物（土地を含む。）を有しております。
2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			決算日における 時価
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
389	△ 6	383	4,351

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 時価の算定方法
主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。
3. 賃貸等不動産に関する損益
当該賃貸等不動産に係る賃貸損益は、248百万円（賃貸収入は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	日本成形 関連事業	中国成形 関連事業	アメリカ 成形関連 事業	不動産 関連事業	合計
自動車	14,178	—	71	—	14,250
機構品	3,802	102	2,162	—	6,068
産業資材	1,826	430	5,013	—	7,270
顧客との契約から生じる収益	19,807	533	7,247	—	27,588
その他の収益	13	—	—	284	297
外部顧客への売上高	19,820	533	7,247	284	27,885

- (注) 「その他の収益」は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づく賃貸収入であります。
2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	
受取手形	136
電子記録債権	1,500
売掛金	3,539
合計	5,175
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	
受取手形	52
電子記録債権	1,308
売掛金	2,703
合計	4,064
契約負債（期首残高）	
前受金(注)1	218
契約負債（期末残高）	
前受金(注)1	519

(注) 1. 前受金は主に金型分割売上に関連して顧客から受領したものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末の残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって、履行義務が、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については、実務上の便法を適用し、注記の対象に含めておりません。当該履行義務は、一部の金型の販売に関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	1,257
1年超	1,402

取引価格の1年超の金額は、主として2年以内に収益の認識が見込まれる金額であります。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 624円48銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 74円34銭 |

重要な後発事象に関する注記

当社の持分法適用関連会社である三甲アメリカコーポレーションが2025年4月2日に、三甲株式会社を割当先とする第三者割当増資を実施することを決定し、実施いたしました。

これにより、当社の三甲アメリカコーポレーションに対する持分比率は35.21%（当連結会計年度末時点は38.73%）となり、当該持分変動に伴い生じる損益への影響については、現在算定中です。

その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,801	流 動 負 債	6,955
現金及び預金	2,400	支払手形	29
売掛金	2,324	買掛金	1,564
電子記録債権	992	電子記録債務	2,312
製品	394	1年内返済予定の長期借入金	1,278
原材料	533	リース債務	144
仕掛品	57	未払金	179
未収入金	34	未払費用	221
前払費用	50	未払法人税等	32
その他	12	前受金	516
		預り金	11
固 定 資 産	11,178	賞与引当金	246
有形固定資産	7,795	その他	419
建物	2,165	固 定 負 債	2,345
構築物	78	長期借入金	1,810
機械及び装置	1,280	リース債務	274
車両運搬具	0	その他	261
工具、器具及び備品	1,864	負 債 合 計	9,301
土地	2,356	純 資 産 の 部	
リース資産	27	株 主 資 本	8,408
建設仮勘定	21	資本金	1,208
無形固定資産	117	資本剰余金	1,029
ソフトウェア	117	資本準備金	897
その他	0	その他資本剰余金	131
投資その他の資産	3,265	利益剰余金	6,169
投資有価証券	491	その他利益剰余金	6,169
関係会社株式	2,570	繰越利益剰余金	6,169
繰延税金資産	110	自己株式	△0
その他	111	評価・換算差額等	270
貸倒引当金	△18	その他有価証券評価差額金	270
資 産 合 計	17,980	純 資 産 合 計	8,678
		負債・純資産合計	17,980

損益計算書（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売上高		16,895
売上原価		13,697
売上総利益		3,197
販売費及び一般管理費		2,731
営業利益		466
営業外収益		162
受取利息及び配当金	62	
スクラップ売却益	17	
受取補償金	42	
受取手数料	28	
その他	10	
営業外費用		37
支払利息	34	
為替差損	0	
その他	1	
経常利益		591
特別利益		21
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	1	
補助金収入	17	
特別損失		18
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	0	
固定資産圧縮損	17	
税引前当期純利益		595
法人税、住民税及び事業税	162	
法人税等調整額	2	164
当期純利益		430

株主資本等変動計算書（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	
2024年4月1日残高	1,208	897	131	1,029	5,824	△0
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当					△85	
当 期 純 利 益					430	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	345	—
2025年3月31日残高	1,208	897	131	1,029	6,169	△0

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2024年4月1日残高	266	266	8,328
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△85
当 期 純 利 益			430
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	4	4	4
事業年度中の変動額合計	4	4	350
2025年3月31日残高	270	270	8,678

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式	…移動平均法による原価法
その他有価証券	
市場価格のない株式等	…時価法
以外のもの	(評価差額は全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平均法により 算定)
市場価格のない株式等	…移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ	…時価法
--------	------

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品	…総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下によ る簿価切下げの方法により算定)
原材料	…移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下によ る簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

① リース資産以外の有形固定資産

定率法によっております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7年～46年
機械及び装置	4年～17年
工具器具及び備品	2年～15年

② リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する時点）は、以下のとおりであります。

商品又は製品の販売に係る収益は、主に自動車部品、物流産業資材、機構品部品等のプラスチック製品の製造による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、収益を認識しております。なお、商品又は製品の国内の販売においては、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。履行義務に対する対価は顧客との契約に約束された対価から値引き額

等を控除した金額であり、概ね半年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

一部の金型の販売に係る収益は、主に自動車部品製造に係る金型販売であり、自動車部品の販売に付随して履行義務を負っており、サービスを履行するにつれて履行義務を充足しているため、顧客との契約に約束された対価を分割で収益を認識しております。また、重要な金融要素は含んでおりません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、金利スワップに係る金銭の受払の純額等をヘッジ対象の借入金の利息に加減して処理しております。

会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」

（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。）第65－2項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

表示方法の変更に関する注記

貸借対照表

前事業年度において、「投資その他の資産」に表示しておりました「長期貸付金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。

なお、当事業年度の「長期貸付金」は0百万円であります。

会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸借対照表において、繰延税金負債80百万円を相殺後の繰延税金資産1億10百万円を計上しております。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類「連結注記表 会計上の見積りに関する注記」に記載の内容と同一であります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建	物	136百万円
土	地	549百万円
合計		686百万円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	798百万円
長期借入金	1,185百万円
合計	1,983百万円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権	325百万円
関係会社に対する短期金銭債務	200百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額

20,640百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	1,356百万円
仕入高	380百万円
販売費及び一般管理費	14百万円
営業取引以外の取引による取引高	31百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類と株式数

普通株式	86株
------	-----

税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、減価償却超過額であります。

(2) 繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	竜舞プラスチック株式会社	群馬県太田市	320 (百万円)	産業用プラスチック製品の製造販売	(所有) 直接100.0%	製品の販売 資金の貸付 シェアードサービスの受託 役員の兼任	資金の回収 受取利息 受取手数料	555 1 28	—	—
その他の関係会社	三甲株式会社	岐阜県瑞穂市	100 (百万円)	産業用プラスチック製品の製造販売	(所有) 直接0.2% (被所有) 間接33.6%	製品の販売 不動産の賃貸、賃借 原材料及び製品並びに商品の購入 金型の賃借 役員の兼任	製品の販売 原材料及び製品の購入	1,301 311	売掛金 買掛金 電子記録債務	239 56 142

注 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 原材料及び製品並びに商品の購入については市場価格等を勘案して、当社希望価格を提示し、毎期価格交渉の上で決定しております。
- (2) 製品の販売については市場価格、総原価を勘案して、当社希望価格を提示し、毎期価格交渉の上で決定しております。
- (3) 当社の法人主要株主（三甲不動産株式会社）の主要株主及びその近親者が議決権の過半数を自己の計算において所有している三甲株式会社は、当社に対して実質的な影響力をもっているためその他の関係会社としたものであります。
- (4) 関係会社への資金の貸付利率については、市場金利を勘案して決定しております。
- (5) 受取手数料については、業務委託契約に基づき、総務・人事・経理・内部統制業務等を受託しており、そのシェアードサービス料であります。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	510円11銭
2. 1株当たり当期純利益	25円33銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年 5月26日

天昇電気工業株式会社
取締役会 御中

清陽監査法人			
東京都港区			
指 定 社 員	公認会計士	光 成	卓 郎
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	尾 関	高 徳
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	鈴 木	智 喜
業 務 執 行 社 員			

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、天昇電気工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、天昇電気工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載のとおり、持分法適用関連会社である三甲アメリカコーポレーションが2025年4月2日に三甲株式会社を割当先とする第三者割当増資を決定し実施している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年 5月26日

天昇電気工業株式会社
取締役会 御中

清陽監査法人
東京都港区

指 定 社 員	公認会計士	光 成	卓 郎
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	尾 関	高 徳
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	鈴 木	智 喜
業 務 執 行 社 員			

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、天昇電気工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第99期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び工場において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②取締役会に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月27日

天昇電気工業株式会社	監査役会
常勤監査役(社外監査役)	坂 本 博 幸
常勤監査役	津 田 孝 史
監 査 役(社外監査役)	毛 利 均

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し安定した配当政策を実施することを基本方針としています。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額は85,069,570円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月26日

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役8名全員が任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
1	ふじ もと けん すけ 藤 本 健 介 (1960年11月19日生)	1985年3月 三井石油化学工業株式会社入社 (現 三井化学株式会社) 2024年4月 当社入社 2024年6月 当社代表取締役社長 (現任)	2,300株
2	いし かわ ただ ひこ 石 川 忠 彦 (1956年2月13日生)	1979年4月 三井物産株式会社入社 2013年6月 当社入社 2013年9月 当社代表取締役社長 2024年6月 当社取締役会長 (現任)	222,500株
3	すぎ やま み さ お 杉 山 実 佐 夫 (1961年8月16日生)	2016年5月 当社入社 2017年6月 当社理事営業本部副本部長 2018年6月 当社取締役営業本部長 (現任)	3,400株
4	きし だ いくむ 岸 田 勇 (1959年12月8日生)	2016年10月 当社入社 2019年7月 当社執行役員管理本部長 2020年6月 当社取締役管理本部長 2022年2月 当社取締役東北統括(現任)	2,600株
5	ご とう かおる 後 藤 薫 (1983年5月28日生)	2008年4月 森ビル株式会社入社 2017年6月 当社社外取締役 (現任) 2022年8月 三甲株式会社取締役副社長 (現任) 2022年8月 三甲不動産株式会社代表取締役副社長 (現任)	一株
6	こまつざき りゅう いち 小松崎 隆 一 (1950年9月12日生)	1974年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2006年6月 伊藤忠プラスチック株式会社 代表取締役社長 2016年6月 当社社外取締役 (現任)	一株
7	かん だ すすむ 神 田 将 (1963年9月7日生)	1998年10月 司法試験合格 2000年10月 弁護士登録 (現任) 茅場町総合法律事務所 (現任) 2005年6月 当社監査役 2014年6月 当社社外取締役 (現任)	1,000株

(注) 1. 各候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。

2. 候補者 後藤薫氏は、社外取締役候補者であります。

3. 候補者 小松崎隆一氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として届け出ており、本議案が可決された場合、引き続き独立役員とする予定です。

4. 候補者 神田将氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として届け出ており、本議案が可決された場合、引き続き独立役員とする予定です。

5. 社外取締役候補者の選任理由、在任期間、社外取締役としての独立性について

- ①後藤薫氏につきましては、永年不動産業界で培われた専門知識、経験等を当社の経営に活かしていただきたく、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、2017年に就任以来、当社の経営、業務執行に対し有益な提言及び助言をいただいております。なお同氏は現在当社の社外取締役ですが、その在任期間は本株主総会終結の時をもって8年であります。

小松崎隆一氏につきましては、総合商社における永年の実務経験及び化学業界で培われた専門知識、経験等を当社の経営に活かしていただきたく、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、2016年に就任以来、当社の経営、業務執行に対し有益な提言及び助言をいただいております。なお同氏は現在当社の社外取締役ですが、その在任期間は本株主総会終結の時をもって9年であります。

神田将氏につきましては、弁護士として永年の実務経験を有しており法務実務において幅広い見識を当社の経営に活かしていただきたく、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、2014年に就任以来、主に法律の見地から当社の経営、業務執行に対し有益な提言及び助言をいただいております。なお同氏は現在当社の社外取締役ですが、その在任期間は本株主総会終結の時をもって11年であります。

- ②後藤薫氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また、過去2年間に受けたこともありません。

小松崎隆一氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また、過去2年間に受けたこともありません。

神田将氏は、過去2年間に当社から弁護士報酬を受けております。

- ③後藤薫氏、小松崎隆一氏及び神田将氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準じるものではありません。

- ④小松崎隆一氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

6. 神田将氏と当社は、顧問弁護士契約を締結しております。

7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の訴訟費用及び損害賠償金等の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役選任に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

本總會終結の時をもって、監査役津田孝史氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
つ だ た か し 津 田 孝 史 (1951年9月25日生)	1976年4月 保谷硝子株式会社入社 2001年3月 アトテックジャパン株式会社経理部長 2009年8月 当社入社 2010年4月 当社理事 天昇ポーランドコーポレーション有限会社出向 2013年6月 当社常勤監査役（現任）	28,800株

- (注) 1. 候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の訴訟費用及び損害賠償金等の損害を当該保険契約によって填補することとしております。監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

株 主 メ モ

- (1) 事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで
- (2) 定時株主総会 毎年6月
基準日 毎年3月31日
- (3) 1単元の株式の数 100株
- (4) 株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社
同連絡先 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120 (782) 031 (通話料無料)
- (5) 特別口座管理機関 三井住友信託銀行株式会社
同連絡先 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120 (782) 031 (通話料無料)
- (6) 公告掲載場所 当社ホームページ《<https://www.tensho-plastic.co.jp>》
上に掲載しております。

(ご注意)

1. 株券電子化に伴い、株主様の住所変更、単元未満株式の買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（三井住友信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記載された株式に関する各種お手続きにつきましては、三井住友信託銀行が口座管理機関になっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三井住友信託銀行）にお問い合わせください。

株主総会会場ご案内図

東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号

渋谷ソラスタ4階 渋谷ソラスタコンファレンス4A

渋谷駅西口から 徒歩6分

渋谷マークシティ4F「道玄坂上方面出口」から 徒歩2分

渋谷駅ハチ公口から 道玄坂経由 徒歩7分

